

利用者のために

I 概要

農業災害補償法に基づく農業災害補償制度は、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としており、現在、農作物共済及び家畜共済の必須事業のほか、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済を行っている。

家畜共済制度は、昭和4年に公布された家畜保険法に基づいて家畜保険として発足し、昭和22年に農業災害補償法（法律第185号）が制定された際、家畜保険法の内容が拡充されて農業災害補償法の中に組み入れられた。

昭和24年には牛馬について死亡廃用共済の義務加入制及び共済掛金の一部国庫負担制が採り入れられ、更に昭和28年から死亡廃用共済と疾病傷害共済との一元化の試験的实施を経て、昭和30年から死廃病傷共済として一元化された。その後、昭和30年代の後半から家畜飼養の多頭化が進展し、従来の家畜の個体ごとに引き受ける方式では事業運営の安定化が図られなくなった。

このため、昭和41年に、これまでの引受方式に代わって、農家に飼養される家畜を全頭引き受ける包括引受方式が導入されるとともに、共済事故の選択制の採用、牛馬の共済掛金国庫負担の拡充、責任保有の合理化、損害防止事業の強化、病傷給付方式の合理化等を内容とする大幅な制度改正が行われ、この制度改正で現行の家畜共済制度の骨格が出来上がった。

また、昭和46年には共済掛金国庫負担の強化（牛及び馬の国庫負担割合の大幅引上げ、種豚に対する国庫負担、個別共済家畜の病傷掛金部分国庫負担）及び病傷給付の適正化（診療費の一部受益者負担）、昭和51年には共済目的に肉豚を追加、共済掛金国庫負担の改善（牛及び種豚の国庫負担割合の引上げ、肉豚に対する国庫負担）及び組合等の共済責任の拡大、昭和53年には家畜診療施設の法的位置づけの明確化、昭和55年には馬及び肉豚の共済掛金国庫負担割合の引上げ、昭和60年には共済目的に肉牛の子牛及び胎児の追加、危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入、平成11年には新たな事故除外方式の導入、肉豚共済の引受方式の改善及び年間一括引受方式の試験的導入、責任分担の見直し、農業共済事業の二段階制の導入をそれぞれ内容とする改正が行われた。

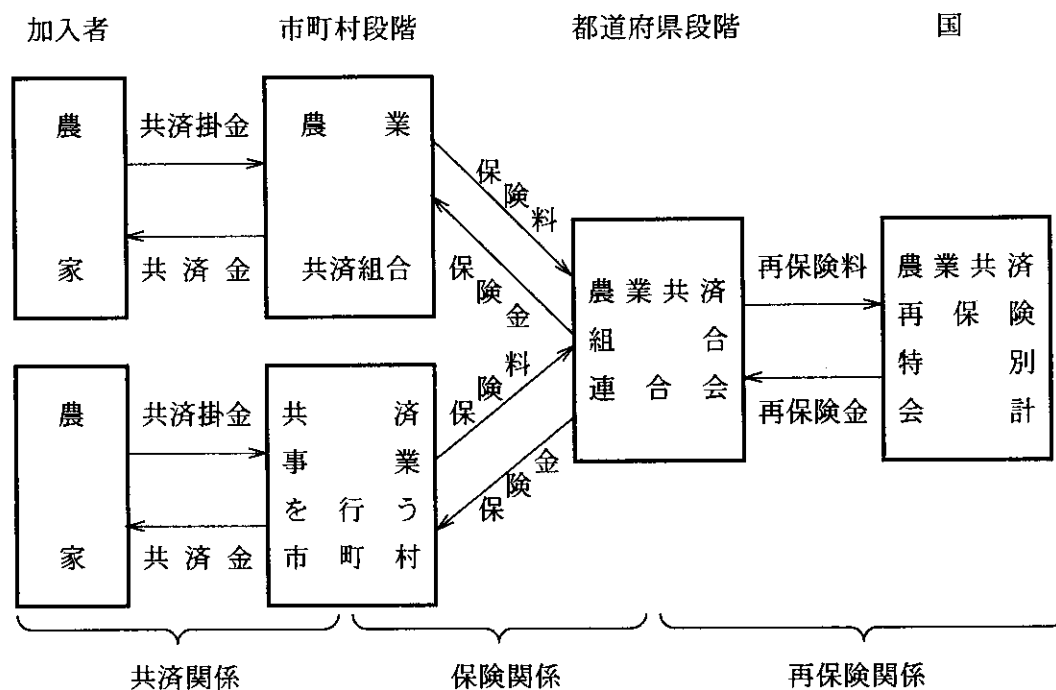
II 仕 組 み

1. 機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度である。

家畜共済制度は、絶えず発生する死亡、廃用、疾病及び傷害の事故について、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に農業共済組合連合会の負う保険責任の一定部分を国の再保険に付している。

家畜共済の実施機構は次のとおりである。



(備考)

農業災害補償制度の運営は、基本的には上記のように三段階制により行われているが、地域の意向により二段階制（農業共済組合、政府）での実施も可能とされている。

2. 共済目的の種類（法84①、②、法115①、法150の5の2）

共済目的は、出生後第5月の月の末日を経過した牛（ただし、肉牛の出生後第6月未満の子牛及び授精等の後240日以上の子牛は、定款又は条例の定めるところにより、共済目的とすることができる。）、明け2歳以上の馬、出生後第5月の月の末日を経過した種豚及び出生後第20日の日（その日に離乳していない場合は離乳した日）から原則として出生後第8月の月の末日までの肉豚とし、次の11種類に区分して扱う。

(注) 牛及び馬については農林水産大臣の指定地域では、加入資格の取得が早められる。

成 乳 牛 乳牛の雌で共済掛金期間の開始の時に出生後第13月の月の末日を経過したもの。ただし、肥育のみを目的としている者が飼養しているものを除く。

育 成 乳 牛 乳牛の雌で共済掛金期間の開始の時に出生後第13月の月の末日を経過しないもの。ただし、肥育のみを目的としている者が飼養しているものを除く。

肥 育 牛 肉用牛（肥育のみを目的としている者が飼養している乳牛の雌を含む。）で、専ら肉量の増加及び肉質の向上を図ることを目的として飼養されるもの。

その他の肉用牛 肉用牛で肥育牛以外のもの（肉牛の子牛を除く。）。

特定肉用牛等 肉用牛で肥育牛以外のもの及び肉牛の胎児（授精等の後240日以上。）。

乳用種雄牛 乳用種に属する種雄牛で、種畜証明書の公布を受けているもの。

肉用種雄牛 肉用種に属する種雄牛で、種畜証明書の公布を受けているもの。

種 雄 馬 品種にかかわらずすべての種雄馬で、種畜証明書の公布を受けているもの。

一 般 馬 種雄馬以外の馬。

種 豚 繁殖用の豚。

肉 豚 種豚以外の豚。

3. 加入及び共済関係の成立（法15①、法111、法111の3、法150の5の3）

(1) 加入資格者

組合等の区域内に住所を有するもので、牛、馬又は豚について養畜の業務を営む者。

(2) 共済関係の成立

家畜共済の共済関係は、「包括共済」と「個別共済」があり、「包括共済」のうち肉豚については試験実施の農家単位に年間一括で引受ける共済関係を「特定包括共済」といい、それぞれ農家の加入申込みを組合等が承諾することによって成立する。

ア 乳牛の雌、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚については、その種類ごとに、農家単位の全頭加入とする。これを「包括共済」という。このうち、肉豚については、農家単位に年間一括で引受ける引受方式（特定包括共済）と飼養群を単位として引受ける引受方式（特定包括共済以外の包括共済）とがある。

イ 種雄牛及び種雄馬については1頭ごとに加入する。これを「個別共済」という。

ウ 特定包括共済は、以下の加入資格の要件を満たす者が共済関係を成立させることができる。

(ア) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。

(イ) 過去3年間に於いて母豚の繁殖成績及び出生した豚の離乳の日までの死亡率を記録しており、今後も記録することが確実であると見込まれること。

(ウ) 過去3年間に於いて自家生産豚が出荷する豚のおおむね全頭を占めており、今後もそれが確実であると見込まれること。

(エ) 過去3年間に於いて出荷頭数に関する資料の提出について協力が得られる市場に出荷しており、今後もそれが確実であると見込まれること。

エ 包括共済の加入が拒まれた場合は、健康な家畜のみを個別共済に付することができる（肉牛の子牛等及び肉豚を除く。）

包括共済対象家畜と共済目的の種類との関係

包括共済対象家畜の種類	共 済 目 的 の 種 類
乳 牛 の 雌 肉 用 牛 等	成乳牛及び育成乳牛 肥育牛及びその他の肉用牛（肉牛の子牛等を共済目的としない場合）又は特定肉用牛等（肉牛の子牛等を共済目的とする場合）
種雄馬以外の馬	一般馬
種 豚	種 豚
肉 豚	肉 豚

（注）「肉用牛等」とは、胎児及び子牛が制度の対象とされた61年度からのものであり、60年度以前は「肉用牛」とされていた。

4. 共済価額及び共済金額（法114の2、法114、法150の5の8、法150の5の9）

(1) 包括共済及び特定包括共済

加入者単位に、乳牛の雌、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び特定包括共済に係る肉豚ごとに、現に飼養している家畜の価額を合計したもの、及び肉豚の飼養区分ごとに共済掛金期間開始の時に飼養している肉豚の価額を合計した額を共済価額という。共済価額の最低の割合〔2～4割（肉豚は4～6割）の範囲内で定款、条例で定める。〕を乗じた額と最高の割合（8割）を乗じた額の範囲内で加入者が申し出た金額により共済金額を設定する。

〔例 示〕

共 済 価 額

個々の家畜の価額の合計額 90万円

乳牛の雌

A



20万円

B



30万円

C



40万円

$$\left\{ \begin{array}{l} 90万円の20\sim40\% \\ 18万円\sim36万円 \end{array} \right\} \sim \left\{ \begin{array}{l} 90万円の80\% \\ 72万円 \end{array} \right\}$$

この範囲内で加入者が選択する。

〔異動例〕

◇乳牛の雌3頭が包括共済に加入した。

A		20万円
B		30万円
C		40万円

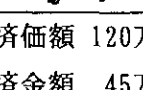
共済価額 90万円

共済金額 45万円

$$\text{付保割合} = \frac{45}{90} = 50\%$$

◇途中で30万円の乳牛Dが増加したとき

共済関係は自動的にDに及ぶが、付保割合は低下する。

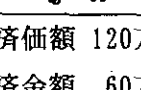
A		20万円
B		30万円
C		40万円
D		30万円

共済価額 120万円

共済金額 45万円

$$\text{付保割合} = \frac{45}{120} = 37.5\%$$

共済掛金を追加払いして直前の付保割合まで共済金額を増額することができる。

A		20万円
B		30万円
C		40万円
D		30万円

共済価額 120万円

共済金額 60万円

$$\text{付保割合} = \frac{60}{120} = 50\%$$

◇途中で30万円の乳牛の雌Bが減少したとき

A		20万円
C		40万円

共済価額 60万円

共済金額 45万円

$$\text{付保割合} = \frac{45}{60} = 75\%$$

(注) 付保割合とは共済金額を共済価額で除した割合である。

(2) 個 別 共 済

個々の家畜の価額を共済価額とし、それに最低の割合（2～4割の範囲内で定款、条例で定める。）を乗じた額と最高の割合（8割）を乗じた額の範囲内で加入者が申し出た金額により共済金額を設定する。

5. 共済掛金率（法115）

共済掛金率は、共済目的の種類ごとに次のように定める。なお、組合等は共済事故の発生状況その他危険の程度により危険段階別に定めることができる。

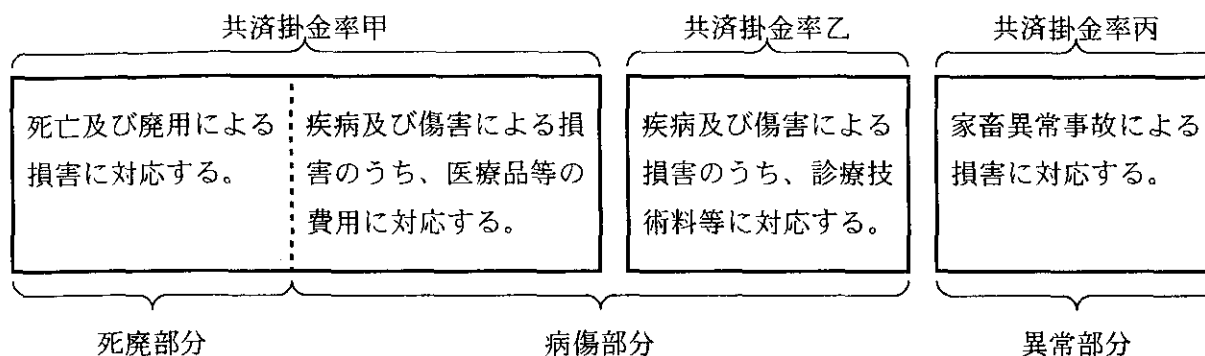
共済掛金率＝共済掛金率甲＋共済掛金率乙＋共済掛金率丙

共済掛金率甲≧共済掛金標準率甲

共済掛金標準率乙≦共済掛金率乙≦農林水産大臣の定める率

共済掛金率丙≧共済掛金標準率丙

(注) 共済掛金標準率は、共済目的の種類ごとに、一定年間における被害率を基礎とし、地域別に農林水産大臣が定め、一般に3年ごとに改定される。



6. 共済掛金と国庫負担（法115、法13の2、法13の6）

共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて得た金額である。

国庫負担額＝共済金額（農林水産大臣が定める金額を限度とする。）×共済掛金標準率
×国庫負担割合

国庫負担割合

種 類	国庫負担割合
牛・牛の胎児・馬	1 / 2
豚	2 / 5

7. 共済責任の分担（法121①、法122②、法123①、法124③、法133、法134②、法135、法136③）

(1) 組合等の共済事業

組合等が加入者から共済掛金を受領し、共済事故による損害が生じた場合に共済金を支払う。

(2) 農業共済組合連合会の保険事業

ア 組合等の共済責任の8割を保険する（「イ」の保険関係）。

イ 共済事業や保険事業の事業主体が家畜診療所を設置している地域では、病傷事故による損害のうち診療技術料等に対応する部分を除いた部分の8割を保険する（「ロ」の保険関係）。

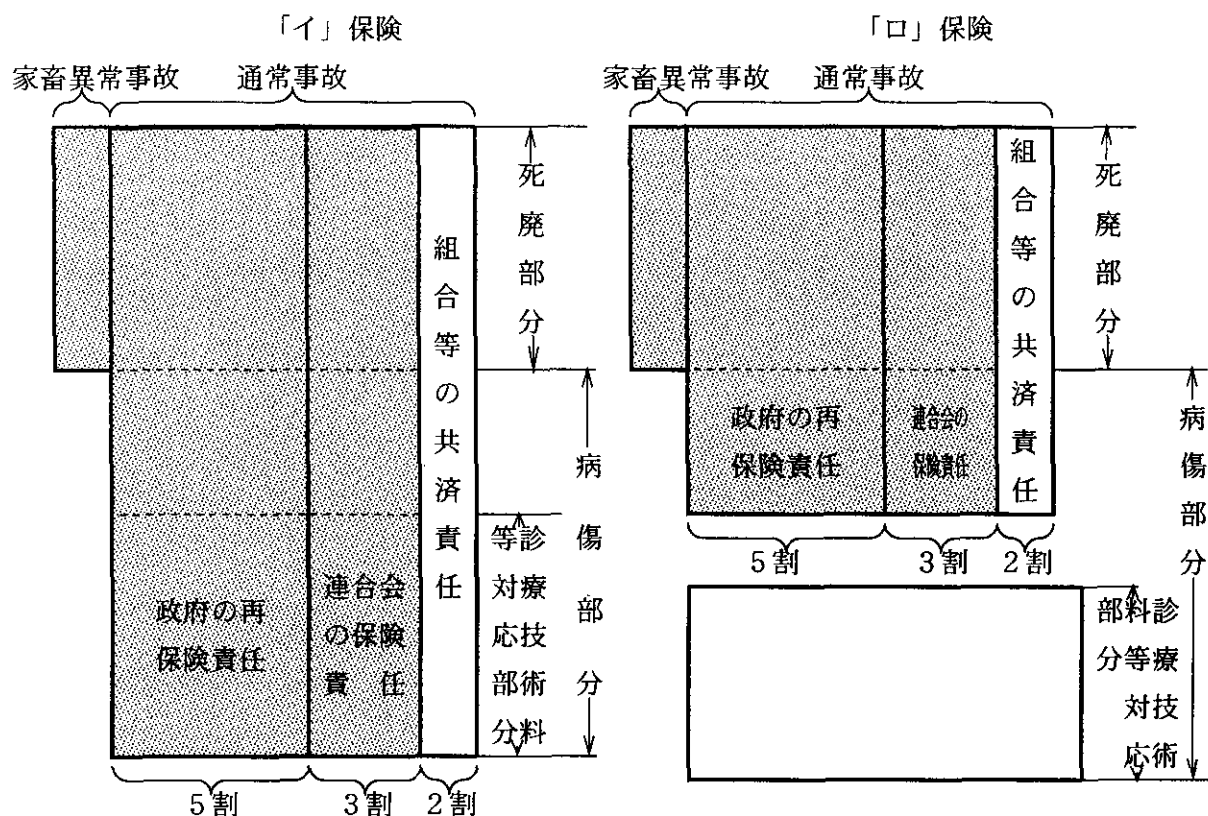
ウ 特別の事由があるときは、保険割合を7割とすることができる。なお、一定の条件に該当する場合は、当分の間、保険割合を9割とすることができる。

(3) 政府の再保険事業

ア 原則として連合会の保険責任の $\frac{50}{80}$ を再保険する。

イ 伝染病や水害のように局地的に大発生する損害で一定の要件を満たすものについては、家畜異常事故としてその全額を再保険する。

責任分担図



(備考) 二段階制の責任分担

特定組合と政府の二段階制で行う場合の責任分担は、組合保有責任相当部分と連合会保有責任相当部分を、単純に併せた部分が特定組合の保有責任となり、残りが政府の保有責任となる。

8. 共済事故 (法84の①②③、法111の8、法115の①③⑦、政令2の6、政令3の6、規則16、規則29の5、規則29の11、規則47の17)

(1) 共済事故の範囲

ア 死亡廃用事故

(7) 死亡 (と殺による死亡を除き、家畜伝染病予防法による殺処分を含む。)

(イ) 次の場合における廃用 (牛の胎児及び肉豚を除く。)

第1号 疾病、傷害によって死にひんした場合。

第2号 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥った場合。

第3号 骨折、は行、両眼失明、BSE、牛白血病、創傷性心臓炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合。

第4号 行方不明 (盗難による場合を含む。) となった日から30日以上生死が明らかでない場合。

第5号 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が繁殖能力を失った場合。

第6号 乳牛の雌が泌乳能力を失った場合。

第7号 肉牛が出生時において、奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかな場合。

イ 疾病傷害事故（牛の胎児及び肉豚を除く。）

(2) 家畜異常事故

家畜異常事故による損害については、全額が再保険される。

家畜異常事故は、次に該当する場合である。

ア 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ又はアフリカ豚コレラによって家畜伝染病予防法の定めるところにより、家畜の移動又は移出を禁止又は制限された場合における死亡及び廃用事故。

イ 激甚災害法及び天災融資法の天災として指定された激甚災害による特別被害農業地域における死亡及び廃用事故。

(3) 事 故 除 外

次に該当する包括共済（肉豚については特定包括共済）加入者は、事故の一部を共済事故から除外して加入することができる（その分だけ共済掛金が軽減される。）。

家畜の種類	事 故 除 外 で き る 者 の 基 準
乳 牛 の 雌	共済掛金期間の開始時の加入頭数が6頭以上であって、5年以上の飼養経験を有する者。
肉 用 牛 等 一 般 馬 種 豚	5年以上の飼養経験を有する者
肉 豚	共済掛金期間の開始時の加入頭数が200頭以上であって、5年以上の飼養経験を有する者。

除外できる事故・・・



規則第29条の5

1号（火災、特定伝染病又は自然災害以外の死廃事故）

（家畜の種類）

死亡	廃用	病傷

火災、特定伝染病、自然災害

乳牛の雌、肉用牛等、一般馬、種豚

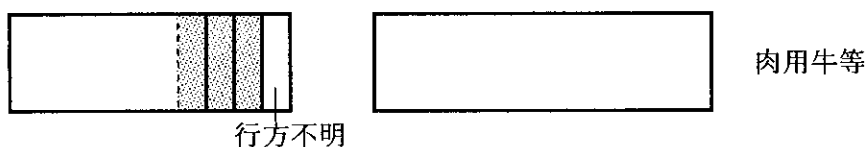
2号（火災、特定伝染病又は自然災害以外の死廃事故及び病傷事故の全部）

死亡	廃用	病傷

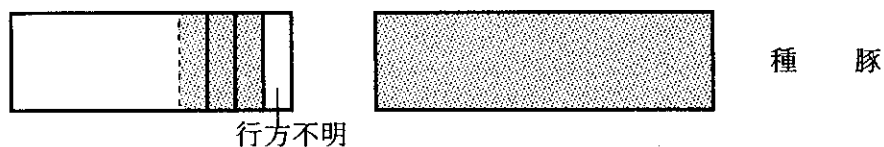
火災、特定伝染病、自然災害

乳牛の雌、肉用牛等、一般馬、種豚

3号（行方不明以外の廃用事故）



4号（行方不明以外の廃用事故及び病傷事故の全部）

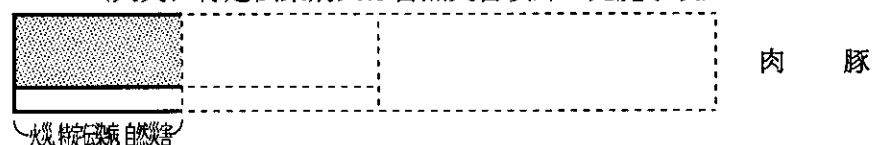


5号（病傷事故の全部）



規則第47条の17

（火災、特定伝染病又は自然災害以外の死廃事故）



9. 共済金（法116、規則32、規則33）

(1) 死亡廃用事故による共済金

ア 死廃事故の共済金は、次の算式により計算する。

$$\text{共済金} = \left(\begin{array}{l} \text{事故家畜の価額} - \text{肉皮等残存物価額、} \\ \text{（胎児）} \quad \text{廃用家畜の評価額、} \\ \quad \quad \quad \text{補償金等} \end{array} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

イ 肉皮等残存物価額については、その売渡価額を基準とし、廃用家畜の評価額については、最寄りの家畜市場における取引額を基準とする。

ただし、乳牛の雌及び肉用牛等については、廃用家畜の枝肉価額又は売渡価額が、下記の算定方法により算出した額（以下「基準額」という。）を下回った場合、肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額は、基準額を用いる。

なお、共済金の計算に用いる肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額（基準額を用いた場合も含む。）は、事故家畜の価額の1/2を限度とする。

ウ 基準額の算定方法

(7) 枝肉で取引された場合

$$\text{基準額} = \text{基準単価} \times \text{枝肉重量} - \text{処理経費}$$

(注) 処理経費は、肉皮等残存物を処理するのに実際に要した経費とする。

(イ) 生体で取引された場合

基準額＝基準単価×廃用家畜の体重×1/2－処理経費

(注) 処理経費は、廃用家畜を処理するのに要する一般的な経費とし、連合会が過去の実績等を基準として一定額を定める。

(ロ) 基準単価は、都道府県内の家畜が主に出荷されている食肉市場における乳用めす牛及び乳用肥育去勢牛のC1規格及びC2規格の前年一年間の1キログラム当たり枝肉取引価額の平均値により、連合会が設定する。

(ハ) 乳牛の雌の1号、3号及び6号廃用は乳用めす牛のC1規格、5号廃用はC2規格を、肉用牛等の1号廃用は乳用肥育去勢牛のC1規格、3号廃用はC2規格を適用する。

エ てん補率（共済金額／共済価額）は、80／100を限度とする。

オ 実際に支払われる共済金は、上記算式により算出される額と次に示す算式により算出される純損害額とのいずれか小さい方が支払額となる。

ただし、純損害額の計算に用いる肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額は実際の売渡価額であり、基準額は用いない。

純損害額＝事故家畜の価額－（肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額＋手当金＋補償金等）

カ 免責該当事項がある場合には、上記共済金から免責額を差し引いた額が支払われる。

(2) 疾病傷害事故による共済金

農林水産大臣が定める診療点数〔点数表には診療費（初診料を除く。）全体の評価に用いられるB種点数と、診療費のうち医療品等の直接費の評価に用いられるA種点数とがある。〕から次の算式によって算定する。

10円×B種総点数＝共済金*

* 加入者が負担した実診療費（初診料を除く。）を限度とし、一共済掛金期間内における共済金の累計額が共済金額に応じて定められる給付限度額に達したときに支払いは打ち切られる。免責該当事項がある場合には、上記共済金から免責額を差し引いた額が支払われる。

10. 損害防止（法94、法95、法96、法128、法132①、法150の3、政令3の3）

加入者は、加入家畜について通常すべき管理や損害防止を怠ってはならない旨義務づけられている。また、組合等は損害防止に関し必要な指導又は指示を行うとともに損害防止のため必要な施設をすることができる。

次の疾病に係る損害防止については、国が経費の6割を負担する。

対 象 疾 病	対 象 家 畜
肝 蛭 症	牛
外傷性第二胃横隔膜炎その他胃内の金属異物による疾病 （以下「金属異物性疾患」という。）	牛
ピロプラズマ病	牛
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病	

(以下「繁殖障害」という。)	乳牛及び肉用牛の雌
ケトン症及び乳房炎	乳 牛
尿石症	肉 用 牛
骨軟症	馬

11. 家畜診療所（法96の2、法117、法126）

組合等及び農業共済組合連合会は、加入家畜の診療と損害防止を行うために家畜診療所を設けることができる。

家畜診療所は疾病傷害事故について診療の現物給付を行う。

- (1) 加入家畜の診療
- (2) 損害防止
- (3) 引受検査及び評価
- (4) 家畜共済の普及及び加入の推進
- (5) 畜産諸施策に対する協力
- (6) その他目的達成のため必要とする業務

Ⅲ. 用 語 の 説 明

1 「イ」の保険関係

組合等が負う死亡、廃用、疾病及び傷害についての共済責任の8割(組合等の責任保留割合によって7割又は9割)を連合会が保険の対象にする関係をいう。

2 「ロ」の保険関係

組合等が負う死亡、廃用、疾病及び傷害についての共済責任のうち、疾病、傷害についての診療技術料等(共済掛金乙)を除いた部分の8割(組合等の責任保留割合によって7割又は9割)を連合会が保険の対象にする関係をいう。この場合、共済掛金乙は組合等(又は連合会)に保留され診療所の獣医師等の人件費等の間接費に充当される。

3 一般期間、短期

共済掛金期間は1年(群単位引受方式に係る肉豚については出生後20日の日から出生後第8月の月の末日まで)とすることと定められているが、加入の始期又は終期を統一するため上記期間未満の期間とすることができることとされているので、前者を一般期間、後者を短期として区別している。

4 追 加

追加とは、包括共済(群単位引受方式に係る肉豚を除く。)において、共済関係成立後の家畜の導入又は資格取得により共済価額が増加したときに共済金額の増額をしたものをいう。増額共済金額とは、この増額された共済金額である。

5 病傷給付対象共済金額

病傷給付対象共済金額とは、組合員等ごとの病傷共済金の給付限度額及び病傷部分の共済掛金を算出する基礎となる金額であり、主務大臣の定める金額(40万円×加入頭数)が限度とされている。

すなわち、共済金額が主務大臣の定める金額以下の場合には、共済金額が病傷給付対象共済金額となり、共済金額が主務大臣の定める金額を超える場合は、主務大臣の定める金額が病傷給付対象共済金額となる。

6 共済掛金、保険料、再保険料

共済掛金

共済金額×(掛金率甲+掛金率乙+掛金率丙)

組合員等が組合等に納入する共済掛金は、上記の共済掛金から国庫負担分を差し引いた残額である。

保険料

「イ」の保険関係 $\text{保険金額} \times (\text{掛金率甲} + \text{掛金率乙}) + \text{共済金額} \times \text{掛金率丙}$

「ロ」の保険関係 $\text{保険金額} \times \text{掛金率甲} + \text{共済金額} \times \text{掛金率丙}$

組合等が連合会に納入する保険料は、上記の保険料から国庫負担分を差し引いた残額である。

再保険料

「イ」の保険関係 $\text{再保険金額} \times (\text{掛金率甲} + \text{掛金率乙}) + \text{共済金額} \times \text{掛金率丙}$

「ロ」の保険関係 $\text{再保険金額} \times \text{掛金率甲} + \text{共済金額} \times \text{掛金率丙}$

連合会が政府に納入する再保険料は、上記の再保険料から国庫負担分を差し引いた残額である。

※ 保険金額は共済金額の8割である。ただし、特別の事由があるときは共済金額の7割又は9割とすることができる。

※※ 再保険金額は保険金額の $\frac{50}{80}$ である。ただし、保険金額が共済金額の7割の場合は保険金額の $\frac{40}{70}$ 、保険金額が共済金額の9割の場合は保険金額の $\frac{60}{90}$ とする。

7 群 数

群単位引受方式に係る肉豚の共済関係は、飼養区分(離乳した日又は導入した日を同一とする肉豚の群の別)ごとに成立するが、群数とは、この肉豚の群の数である。

8 保険金

連合会から組合等に支払われる金額である。

「イ」の保険関係では、家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては共済金の8割(組合等の責任保留割合によって7割又は9割)、家畜異常事故により支払うものにあつては共済金と同額である。

「ロ」の保険関係では、死亡若しくは廃用(いずれも家畜異常事故によるものを除く。)により支払うものにあつては、共済金の8割(組合等の責任保留割合によって7割又は9割)、家畜異常事故により支払うものにあつては共済金と同額であり、疾病又は傷害により支払うものにあつては、共済金のうち医療品等の診療直接費に相当する額の8割(組合等の責任保留割合によって7割又は9割)である。なお、「ロ」の保険関係における疾病又は傷害により支払うものについては保険金支払限度額の範囲内で支払われる。

9 再保険金

政府から連合会に支払われる金額である。家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては、保険金に $\frac{\text{再保険金額}}{\text{保険金額}}$ を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては保険金と同額である。

10 事故家畜の価額

死亡又は廃用になった家畜の共済掛金期間の開始時の価額である。

11 残存物又は評価額

死亡又は廃用となった家畜の肉皮等残存物価額若しくは廃用となった家畜の事故時の評価額である。

12 手当金、補償金等

手当金とは、家畜伝染病予防法の規定に基づき殺処分された場合に国から支払われる手当金である。

補償金とは、第三者の責に帰すべき事故の場合に支払われた損害賠償金等である。

13 免責額

法令、定款等に定められた事由によって、共済金の全部又は一部につき支払の責を免れた額である。

14 収入、支出

(1) 政府、連合会、組合等、ロの共済掛金乙、共済掛金合計、共済掛金甲の死廃部分、共済掛金甲の病傷部分とイの共済掛金乙及び共済掛金丙の収入と支出は、次式により算出される。

	収 入	支 出
1. 政 府	再保険料(イ+ロ)	再保険金(死廃+病傷、イ+ロ)
2. 連合会	連合会手持保険料=保険料 (イ+ロ)-再保険料(イ+ロ)	連合会負担額=保険金(死廃+病傷、イ+ロ) -再保険金(死廃+病傷、イ+ロ)
3. 組合等	組合等手持共済掛金=共済掛 金(イ+ロ)-保険料(イ+ロ)- 共済掛金乙(ロ)	組合等負担額=共済金(死廃+病傷、イ+ロ) -保険金(死廃+病傷、イ+ロ)-[共済金(病 傷、ロ)-保険金(病傷、ロ)×t]
4. ロの共済掛金乙	共済掛金乙(ロ)	共済金(病傷、ロ)-保険金(病傷、ロ)×t
5. 共済掛金合計	共済掛金(イ+ロ)	共済金(死廃+病傷、イ+ロ)
6. 共済掛金甲の 死廃部分	共済掛金甲の死廃部分 (イ+ロ)	共済金(死廃、イ+ロ)
7. 共済掛金甲の病 傷部分とイの共済 掛金乙	共済掛金甲の病傷部分 (イ+ロ)+共済掛金乙(イ)	共済金(病傷、イ+ロ)-[共済金(病 傷、ロ)- 保険金(病傷、ロ)×t]
8. 共済掛金丙	共済掛金丙(イ+ロ)	共済金[死廃(家畜異常事故に係るもの)、イ+ ロ]

(注) 1. 「イ」はイの保険関係、「ロ」はロの保険関係をいう。

2. tは組合等の共済責任の保留割合が2割保留のとき $\frac{10}{8}$ 、3割保留のとき $\frac{10}{7}$ 、1割保留のときは $\frac{10}{9}$ であり、二段階制の場合は $\frac{10}{5}$ である。

3. 家畜異常事故については、組合等の共済責任の全部を連合会が保険し、その保険責任の全部を政府が再保険する方式がとられている。したがって、家畜異常事故による共済金の全額がそれぞれ保険金及び再保険金として支払われる。

4. ※の記号は家畜異常事故を除くことを意味する。

5. 二段階制の場合は政府の再保険料、再保険金をそれぞれ保険料、保険金に置き換え、連合会収支については計上しない。

(2) 前年度未経過、本年度既経過、本年度未経過

ア 前年度未経過とは、前年度の収入のうち、共済掛金期間中本年度分に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。

イ 本年度既経過とは、本年度の収入のうち、共済掛金期間中本年度分に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。

ウ 本年度未経過とは、本年度の収入のうち、共済掛金期間中来年度分に対応する部分として、来年度の支出に充当される部分をいい、来年度の統計表では、前年度未経過の欄に掲げられる。

15 金額被害率

金額被害率は $\frac{\text{共済金}}{\text{経過金額}}$ によって算出され、共済掛金標準率算定の基礎となる。

なお、経過金額とは、一般期間における金額被害率を算定する必要上、共済掛金期間中当該年度の期間が一般期間に満たないものを一般期間に対応するものに換算するため、共済金額を加工したもので、次のように算定される。

$$\text{死傷に係る経過金額} = \text{経過共済金額} = \text{共済金額} \times \frac{\text{共済掛金期間中当該年度の期間}}{\text{一般期間}}$$

$$\text{病傷に係る経過金額} = \frac{\text{経過病傷給付}}{\text{対象共済金額}} = \frac{\text{病傷給付}}{\text{対象共済金額}} \times \frac{\text{共済掛金期間中当該年度の期間}}{\text{一般期間}}$$

16 共済関係と共済目的の種類及び事故除外

この統計表においては、共済目的の種類及び事故除外の種類により次の区分で処理している。

包括共済

種 類		乳牛の雌	肉用牛等	一 般 馬	種 豚	肉 豚
事故除外しないもの						
事故除外するもの	(A) 病傷事故全部	A	A	A	A	
	(F) 行方不明以外の廃用事故		F			
	(G) 行方不明以外の廃用事故及び病傷事故全部				G	
	(H) 火災、特定伝染病又は自然災害以外の死傷(肉豚においては死亡)事故	H	H	H	H	H
	(I) 火災、特定伝染病又は自然災害以外の死傷事故及び病傷事故全部	I	I	I	I	

(注) 1. 乳牛の雌は成乳牛及び育成乳牛、肉用牛等は肥育牛及びその他の肉用牛又は特定肉用牛等である。

2. 事故除外B～Eについては、平成11年の制度改正により廃止され、H及びIが新たに導入された。

個別共済

乳用種雄牛

肉用種雄牛

種雄馬

成乳牛

育成乳牛

肥育牛

その他の肉用牛

一般馬

種豚

包括共済の引受けを拒否されたため個別共済に加入したもの

包括＋個別共済

家畜の種類	包括共済対象家畜の種類		個別共済
	乳牛の雌	乳牛の雄	
乳用牛	乳牛の雌	乳牛の雄	乳用種雄牛、成乳牛、育成乳牛
肉用牛等	肉用牛等	肉用牛等	肉用種雄牛、肥育牛、その他の肉用牛
馬	種雄馬以外の馬	種雄馬	種雄馬、一般馬
種豚	種豚	種豚	種豚
肉豚	肉豚	肉豚	

〔注記〕 市町村移譲に係る消滅の取扱い

組合が市町村に共済事業を移譲した場合、移譲した日に家畜共済の共済関係が消滅し、未経過期間に対する共済掛金等を払い戻すこととなるが、この消滅に関する払い戻し共済掛金等の表示は、煩雑となるので、この統計表での掲載は省略した。

市町村が共済事業の全部を廃止して、組合が共済事業を承継した場合も同様である。

表記上の注意

- (1) 表中に使用した「－」は事実のないもの、「0.0」は表示単位に満たないもの、「△」は差し引きにおいて負となるものである。
- (2) 熊本においては、特定組合と政府の保険関係(2段階制)により事業を実施しているため、連合会に係る項目で、空白となっている箇所がある。なお、この保険関係については次のように整理をしている。保険料→再保険料の欄(従って、組合等手持掛金は「共済掛金総額－再保険料」となる。)、保険金→共済金負担区分の政府負担額の欄。